

きれい 甲斐

No.60 JANUARY 2013

環境パートナーシップやまなしは、県民・事業者・行政のパートナーシップ（協働）のもと、団体間の連携や情報交換の場づくりなどを通じて、自主的な環境保全活動を積極的に展開していくことを目的として様々な活動を行っています。環境保全に関する活動を積極的に行っている団体、個人のみならずのご入会をお待ちしています。

環境パートナーシップやまなし

事務局 ●〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1 山梨県環境創造課内
TEL.055-223-1503 FAX.055-223-1507 ✉ kankyo-sozo@pref.yamanashi.lg.jp
ホームページ [「パートナーシップやまなし」検索](#)



古紙配合率100%再生紙を使用しています

発行責任者 ● 広報専門部会長 中澤 晴 親

やまなし環境活動推進ネットワーク フォーラムのご案内

環境パートナーシップやまなしでは、「やまなし環境活動推進ネットワークフォーラム」を（公財）やまなし環境財団と合同で開催します。

このネットワークフォーラムは、県内で環境保全に向けた活動を行っている個人・団体・企業等による活動発表を通じて、より多くの人たちが実践できる具体的な方法を考え合い、課題の解決に取り組んでいく機会とするとともに、参加者相互の情報交流とネットワークづくりの推進を図ることを目的としています。

当日は、（公財）やまなし環境財団の若宮賞の表彰式を行うほか、環境保全に積極的に取り組んでいる団体や企業から、現在の活動内容や今後の活動方針、活動にあたっての課題などについて発表していただきます。その後、全ての出席者が参加し、「みんなで守ろう！水と森林」と「ごみ減量とリサイクルの推進」の2つのテーマに分かれて、ワークショップを開催します。

「ネットワークを広げたい」、「環境活動を始めたいけれどどうしたらいいの?」という方、「ワークショップに参加してみたい」と興味をお持ちの方など、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

- ◆ 日 時 平成25年1月26日（土） 午後1時～4時（受付は12時30分から）
- ◆ 会 場 ぴゅあ総合（男女共同参画推進センター）甲府市朝気1-2-2 電話055-235-4171
- ◆ 参加費 無 料
- ◆ 主 催 環境パートナーシップやまなし、（公財）やまなし環境財団

～プログラム～

- やまなし環境財団「若宮賞」表彰式・感謝状贈呈式 【午後1時～1時30分】
- ネットワークフォーラム ～未来に引き継ぎたい「豊かな自然と大切な資源」～ 【1時30分～4時】

- 発表団体
- ① 米笠ホテル愛育会
 - ② 生活協同組合市民生協やまなし森づくりの会
 - ③ （公社）食品容器環境美化協会

- ワークショップ
- ① みんなで守ろう！水と森林
 - ② ごみ減量とリサイクルの推進

参加申込

参加希望者は、住所、氏名、希望するワークショップのテーマ（①みんなで守ろう！水と森林 ②ごみ減量とリサイクルの推進 ③どちらでも良い のうちから1つを選択）を記載した申込書（様式自由）を下記事務局あてに送付（FAX・E-mail可）してください。なお、ワークショップ参加テーマについては、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【申込先】 環境パートナーシップやまなし事務局
TEL:055-223-1503 FAX:055-223-1507
E-mail kankyo-sozo@pref.yamanashi.lg.jp
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県森林環境部環境創造課内

【申込締切】 平成25年1月16日（水）

※ 駐車台数に限りがありますので、お車をご利用の方は、できるだけ乗り合わせてお越しくださいますようお願いいたします。

県民の日記念行事における活動報告

11月10日、11日の両日、小瀬スポーツ公園で開催された「県民の日記念行事」で環境パートナーシップやまなしが出展しました。県民の日記念行事では、「マイバッグの持参」や「ごみの減量」が呼びかけられ、来場者、出展団体の皆さんの協力により、「環境にやさしいイベント」として定着してきています。これも会員の皆様の長年の行動の成果が出ているためだと思います。ご協力ありがとうございました。

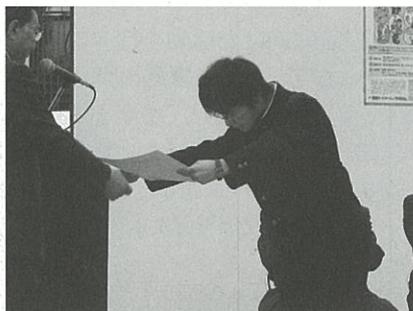
エコライフお絵かきコンテスト2012の表彰式を実施しました

11日（日）11時から「エコライフお絵かきコンテスト2012」の表彰式を実施しました。心配された天気も何とかもち、クラフトタワー前のステージで表彰式を行うことが出来ました。

今年は、協賛をいただいた団体・企業の代表者の方に、各賞を授与していただきました。受賞者には、小さなお子様もいましたが、とても上手に表彰状を受け取っていました。



県民の日記念行事ステージで表彰式を行いました



会長賞の森桜土さんに表彰状が授与されました



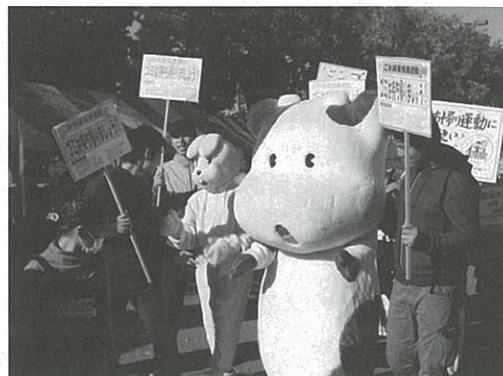
小さなお子様も上手に表彰状を受け取っていました

ゴミ持ち帰りパレードを行いました

県民の日記念行事が、ゴミの出ないイベントとなるように、ゴミ持ち帰りのためのキャンペーンとして、10日の午後2時から約30分、ゴミの持ち帰りを呼びかけながらパレードを行いました。50名を超える多くの会員が参加して、手作りのプラカードや横断幕を持ったり、仮装をしたり注目度抜群でした。11日も実施予定でしたが、あいにくの雨により中止となりました。



パレードの様子



パルシステム山梨のこんせんくんにも協力していただきました

やまなし野鳥の会は昭和46年5月に発足しました。昭和50年10月に日本野鳥の会に加入し、甲府支部を結成して全国組織の一員となり、当初の会員は20名足らずでしたが、現在の会員数は200名を超えています。

発足当初、会の主な活動は探鳥会と巣箱架けでしたが、昭和58年「市の鳥制定に伴う基礎調査」を実施し、カワセミを市の鳥に推奨し決定されたのを期に調査部門と保護部門を充実しました。調査部門では山梨県より委託されカモ調査と鳥獣保護区指定効果調査を行っています。保護部門ではこれも山梨県より委託され巣箱架けと点検、また会独自の活動として希少鳥類の情報収集を行っています。探鳥会も昭和60年より毎月第一日曜日に「武田の杜」において固定化して行っています。



武田の杜探鳥会風景



中学校で巣箱架けを指導

昭和58年から年4回発行されている会報「カワセミ」は休むことなく今日まで至り、現在120号の発行を終えています。

平成23年には「見守ろう人と野鳥の未来」をテーマに創立40周年をむかえました。

これからも野鳥をとおして自然に親しみ、自然を学び、自然を理解し、自然を守るための活動を展開していきたいと思えます。



県民の日のイベントに参加

ホームページ [日本野鳥の会甲府支部](#) 検索

お知らせ

「きれい甲斐」は、送付方法を①郵送、②メール配信、③県ホームページからダウンロードの3種類から選択できます。現在の送付方法から変更を希望される方は、事務局までご連絡ください。

環境パートナーシップやまなし事務局（県環境創造課内）

TEL:055-223-1503/FAX:055-223-1507 E-mail:kankyo-sozo@pref.yamanashi.lg.jp

●投稿募集中

【会員紹介コーナー】

①A5版程度で、原稿と写真等を入れて構成してください。②団体等の名称、所在地（事務局または事務所）、連絡先を必ずお書きください。③内容は、活動紹介やPRなど自由です。④締め切りは特にありません。

【行事予定】

○主催団体名、日時、場所、内容、申込み方法、連絡先等をお教えてください。

環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」として、 公益財団法人キープ協会の施設等が認定されました。

平成24年10月、改正環境教育等促進法の施行により、企業やNPO等が自然体験活動等の場として活用している土地や建物などを、都道府県知事が認定する制度が発足しました。

……………〈環境省が想定している自然体験活動等の機会の場の例〉……………

里山の所有者が、その里山をNPOに賃貸し、NPOが自然体験ツアーを実施している場合



NPOが知事に認定を申請。知事は里山を「体験の機会の場」として認定

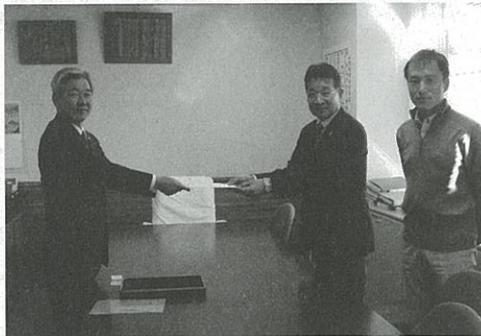
認定を受けることにより、「体験の機会の場」としての認知度や安全確保に関する信頼性が向上するなどの効果があります。

この体験の機会の場について、当会の会員である公益財団法人キープ協会の施設等が12月10日（月）に認定され、県の安藤森林環境部長から認定証が渡されました。

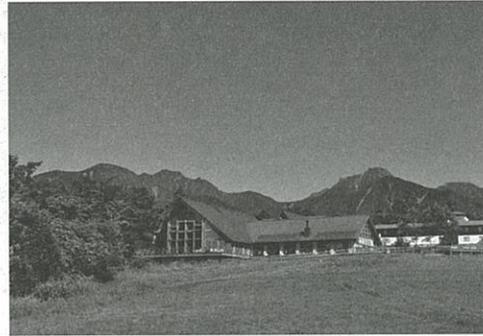
〈認定の内容〉

認定場所：清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林

認定期間：平成24年12月10日～平成29年12月9日（5年間）



認定証交付式の様子



認定された清泉寮新館

キープ協会佐藤陽介氏撮影

[ホームページ](#)

[公益財団法人キープ協会](#)

[検索](#)

環境教育等促進法について

平成15年に施行された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）」が全面改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」と名称を変更し、平成23年6月に公布、平成24年10月1日に完全施行されました。

〈主な改正内容〉

- (1) 基本理念の充実
- (2) 地方自治体による推進枠組みの具体化（環境教育・協働取組推進の行動計画の作成と地域協議会の設置の努力義務）
- (3) 学校教育における環境教育の充実
- (4) 環境教育の基盤強化等
- (5) 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入
- (6) 環境行政への民間団体の参加及び協働取組推進のための協定制度導入

※ 旧法では訓示規定が中心でしたが、改正法では体験学習に重点を置いた取り組みや人材作りに関する具体的規定を充実させています。

[ホームページ](#)

[環境教育等促進法](#)

[検索](#)